

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	問題提起者からのコメント	所管省庁からのコメント	備考
<p>(3)冷凍設備 3 (附属冷凍設備への規制)</p>	<p>通 40304</p>	<p>平成 9年度中に、その存否の必要性を含め検討し、その検討結果に基づき措置を平成 9年度中を目途に実施する。</p>	<p>平成10年3月、間接式付属冷凍設備の設計・製造に係る規制を、一般冷凍設備同様に簡素化した。</p>	<p>一般の冷凍設備に係る規制(高圧ガス保安法第5条の許可及び届出制度)は変更されていないが、冷凍能力に関する要件を緩和すべきである。 [東京商工会議所]</p>	<p>付属冷凍設備については、一般高圧ガス保安規則等の適用を受けていたものを、関係者との議論を踏まえて冷凍保安規則の技術基準によることもできる旨措置したものであり、付属冷凍設備の技術基準については一定の合理化がなされ、問題提起者の要請にも応えているものと考えている。</p> <p>また、一般の冷凍設備についても同じ問題提起者から要請がなされ、関係者との議論を踏まえて平成9年10月から冷凍保安責任者の選任を不要とする冷凍設備の範囲の拡大を図ったところであり、当該要望についても応えたものと考えている。</p> <p>また、現在冷凍設備に関しては、アンモニアを冷媒とする設備に関する規制の合理化について検討を進めているところである。</p>	

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	問題提起者からのコメント	所管省庁からのコメント	備考
(4)容器 4 (容器再検査)	通 40305	容器再検査全体の今後の在り方を検討しており、今後、早期に結論を得、平成9年度中に結果を出すべく取り組む。	平成9年12月、容器再検査及び付属品再検査の周期を整理・延長した(平成10年4月施行)。	500リットル以下の継ぎ目なし容器の再検査期間は、従来どおり3年となっている。 [東京商工会議所]	平成9年12月の容器保安規則の一部改正により、継目なし容器は全て再検査期間を5年に整理している。省令改正内容をご確認いただきたい。	